

広島市議会政務調査費 運用マニュアル

(平成 19 年 6 月 21 日施行)

平成 20 年 8 月
広島市議会

修正経過：年月日

1. 平成 19 年 9 月 28 日一部修正
2. 平成 20 年 8 月 12 日一部修正（平成 20 年 4 月 1 日適用）

はじめに

憲法及び地方自治法によって規定される地方自治制度において、市議会は議事機関として、執行機関である市長と、ともに民意に基礎を置く市民の代表機関であります。

とりわけ、市議会は、市民の代表として、市民の声を議会を通じて反映させ、また激動する状況の情報を市民に還元することが求められており、市長その他の執行機関と、抑制均衡の原則に立ちながら、批判監視、決定する権能を有しています。

さらに、具体的な政策立案・政策提言を行うことも、議会の役割として大切な権能であります。

こうした権能に基づき、議員は執行機関が提案してくる事案に対し判断等を行うためには、行政全般についての理解を深め、内容について精通し、豊富な知識量が必要であります。

このため、議員個人の平素における情報収集に加えて知識の習得が必要なことは当然のことであり、日頃から積極的に研鑽を積まなければなりません。そして、真に市民の信託に応えることこそ議員本来の職責であり、市政発展の情熱を持って政務調査活動を活発に行わなければなりません。

この「運用マニュアル」は、政務調査費の支出に当たって判断基準とし、政務調査活動の一助とするため、策定いたしました。

目 次

1	政務調査費制度について	1
(1)	法制化の趣旨	1
(2)	政務調査費の性質	1
2	政務調査費の支出に当たっての基本的留意事項	2
(1)	政務調査費の支出に当たっての基本指針	2
(2)	実費弁償の原則	3
(3)	按分の取り扱い	3
(4)	支出の決定及び関係証拠書類等の保管	4
3	政務調査費の支出が不適切な事例について	5
(1)	交際費又は個人的な支出	5
(2)	政党活動経費	5
(3)	選挙活動経費	5
(4)	後援会活動経費	6
(5)	飲食を主目的とする会合の飲食代金等	6
(6)	議員個人の資産形成につながる支出	6
(7)	政務調査費以外の公費支出と重複する支出	7
(8)	その他政務調査費としての支出が不適切な経費	7
(9)	公職選挙法その他法令等の制限に抵触する経費	7
(10)	使途不明の支出	8
4	政務調査費の具体的な使途例について	9
(1)	研究研修費	9
(2)	調査旅費	9
(3)	資料作成費	10
(4)	資料購入費	10
(5)	広報費	10
(6)	情報収集・広聴費	11
(7)	人件費	11
(8)	事務所費	12
5	海外での政務調査に係る取り扱いについて	13
6	領収書等の取り扱いについて	14
	・領収書チェック要領	15

7	関係条例・規則	
	・ 広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例…	16
	・ 広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則…	19

(参考)

政務調査費様式集

凡 例

- ・ 広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例…「条例」
- ・ 広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則…「条例施行規則」
- ・ ◆…条例又は条例施行規則の引用
- ・ ◇…判例の引用

1 政務調査費制度について

(1) 法制化の趣旨

平成 11 年 7 月の地方分権一括法が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会の役割はさらに大きくなると認識されるようになりました。

このような状況下で、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化するため、平成 12 年法律第 89 号による地方自治法の一部改正により、政務調査費制度（第 100 条第 13 項及び第 14 項）が設けられました（平成 12 年 5 月 31 日公布、平成 13 年 4 月 1 日施行）。

※ 本市では、この地方自治法の規定を受けて、広島市議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとするという趣旨で、条例が制定されました（平成 13 年 3 月 29 日公布、同年 4 月 1 日施行）。

(2) 政務調査費の性質

政務調査費は、地方自治法第 100 条第 13 項並びに条例第 1 条の規定に基づき「議員の調査研究に資するために必要な経費の一部」として交付されるものです。

このため、政務調査費は、条例第 7 条に規定されているように、使途基準に従って支出するものとされ、調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充当されることは認められていません。

地方自治法第 100 条

- ⑬ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- ⑭ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

◆ 会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない（条例第 7 条）。

2 政務調査費の支出に当たっての基本的留意事項

(1) 政務調査費の支出に当たっての基本指針

ア 調査研究の目的が、市行政と関連性を有していること。

政務調査費は、公金として、地方議会の審議能力を強化して、その活性化を図るために支出されるものであり、調査研究活動が、市政と関連性を有することが前提です。

調査対象は、広範なものになると考えられますが、単なる飲食費や交際費などの支出は適切ではありません（不適切な使用例は、5～8頁に記載しています。）。

- ◆ 議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない。（条例第7条）
- ◇ 市政と関連性を欠く調査活動は使用基準に反する。（札幌高裁H19.2.9判決、金沢地裁H18.6.19判決）

イ 政務調査費の各支出が、調査研究の目的からみて合理性、必要性を有していること。

調査研究の目的との関係において、政務調査費としての支出が合理性、必要性を欠くものであってはいけません。

調査研究に通常必要とされる数量を超えた備品の購入や、著しく不相应な日程の調査旅費など、政務調査費からの支出は適切ではありません。

- ◇ 調査研究活動として、明らかに合理性、必要性を欠く場合は使用基準に反する。（金沢地裁H18.6.19判決、東京地裁H18.4.14判決、名古屋地裁H17.5.26判決）

ウ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。

支出金額が、社会通念上著しく高額であることは適切ではありません。

- ◇ 支出金額が、社会通念上相当でない場合、使用基準に反する。（札幌高裁H19.2.9判決、金沢地裁H18.6.19判決、大阪高裁H17.4.12判決）

エ 支出に当たって、会派の了承があること。

使用基準の各項目の内容において「会派の行う（会派が）…に要する経費」という限定が加えられています。したがって、所属議員が個別に行う調査研究活動も、会派の承認がなければいけません（会派の調査研究活動とは別個の議員独自の調査研究活動であってはいけません）。

- ◆ 政務調査費の支出の決定は、会派の代表者が行うこと。（条例施行規則第11条第1項第1号）
- ◇ 会派として行う調査研究でない場合は、使用基準に反する。（札幌高裁H19.2.9判決、名古屋高裁H18.2.15判決、札幌高裁H16.10.20判決）

(2) 実費弁償の原則

政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、交付されるものであり、実費弁償が原則です。

ただし、政務調査費からの支出について、実額の把握が困難な場合に按分による算定方法や、調査旅費などの宿泊料や日当を広島市職員等の旅費に関する条例（昭和27年広島市条例第17号）（以下「旅費条例」という）に準拠した定額方式を用いる場合は、この限りではありません。

- ◇ 調査旅費に係る宿泊料や日当について、政務調査費からの支出に際し旅費条例に準じた取扱いをすることも認められています（名古屋地裁H17.5.26判決）。

(3) 按分の取り扱い

議員の活動は、調査研究活動以外にも、選挙活動、政党活動など様々の面を持っており、その境界が必ずしも明確に区別できるとは限りません。また、自宅に事務所を設置している場合の光熱水費など、政務調査費として支出すべき実額の把握が困難な場合もあります。

こうした場合には、使用する量、面積及び時間などの実績又は実情を考慮した合理的な按分による算定方法により、政務調査費として支出する額を確定するものとします。

※専ら政務調査活動に資する場合には、按分による算定方法の適用はありません。

◎ 実績を用いた按分による算定方法例

按分率＝	政務調査活動(使用面積・時間等)
	政務調査活動(使用面積・時間等)＋それ以外の活動(使用面積・時間等)

なお、政務調査活動と他の活動との区分が明らかでなく、実績の把握が困難である場合については、次の表の按分率を上限として政務調査費に充当できるものとします。

(4) 支出の決定及び関係証拠書類等の保管

政務調査費が用途基準に適合しているかについては、基本的には、会派の自主的な判断に委ねられています。

ただし、その用途の適合性が問題になった場合には、会派において帳簿又は証拠書類を提出して、その具体的用途を明らかにする必要があります（合理的な説明ができない場合、違法支出と認められます）。

このため、領収書等の証拠書類は勿論のこと、請求書、契約書、発行した広報紙などについて保管しておくことが必要です。

- ◆ 政務調査費の支出の決定は、会派の代表者が行うこと。
（条例施行規則第 11 条第 1 項第 1 号）
- ◆ 会派は、収入支出伝票、領収証書等政務調査費の収入及び支出に関する証拠書類並びに経理簿を、収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
（条例施行規則第 11 条第 2 項）

3 政務調査費の支出が不適切な事例について

(1) 交際費又は個人的な支出

(例)

- ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費
- ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状の購入・印刷経費
- ・宗教活動に係る経費
- ・専ら個人的な立場において支出すべき会費
(町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会、ライオンズクラブ・ロータリークラブ等)
- ・各種団体への寄付金、支援金
- ・政治資金パーティー出席経費
- ・親睦を目的とする会合の会費
- ・レクリエーション経費
- ・私的な生活や行動に伴う経費

(2) 政党活動経費

(例)

- ・党費、党大会参加費、党大会賛助金、党大会参加に係る経費
- ・自己の所属する政党活動、県連(政党等)活動に要する経費
- ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所経費(人件費を含む。)

(3) 選挙活動経費

(例)

- ・選挙運動及び選挙活動に係る経費
- ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費
- ・選挙活動に係る事務所経費(人件費を含む。)

(4) 後援会活動経費

(例)

- ・ 後援会活動に係る経費
- ・ 後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費
- ・ 後援会活動に係る事務所経費（人件費を含む。）

(5) 飲食を主目的とする会合の飲食代金等

(例)

- ・ 新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用
- ・ 社会通念上、「市政の調査研究」のための会合を行うのに不適切な場所での飲食経費

※ 調査研究のための意見交換・情報交換等を目的として参加するもので、調査研究活動としての会議との一体性（会議や研修会等に連続した懇談会経費など）がある場合には、金額的にも社会通念上相当であると認められる範囲内で政務調査費の対象経費とすることができます。

◇ バー、クラブ、スナック、パブ、居酒屋、ピヤガーデンなどでの飲食代について、調査研究のための会合を行なうのに適切な場所とはいえない、これらの店舗で飲食をする必要性及び社会通念上の相当性があつたとは認め難いとされ、返還されています（東京地裁H18.4.14判決）。

◇ 政治学を学ぶ大学生を対象とする研修会を行なった際、当該大学生（インターン）に提供した昼食代の支出は、本来研修生自らが負担すべきものであり、使途基準に反するとされ、返還されています（京都地裁H16.9.15判決）。

(6) 議員個人の資産形成につながる支出

(例)

- ・ 事務所（駐車場含む）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費（事務所の維持に必要な小規模な修繕は除く。）
- ・ 自動車の購入経費
- ・ 自宅事務所の賃料

自動車のリース代としてマイカーローンの返済に流用、自宅を事務所としている場合の賃料の支出については、全額返還が行われるとともに、詐欺と虚偽公文書作成などの疑いで県警から地検に書類送検されている事例があります。

(7) 政務調査費以外の公費支出と重複する支出

(例)

- ・ 委員会等の視察旅費との重複
- ・ 費用弁償支給対象日の登退庁するための交通費（タクシー代、ガソリン代等）との重複
- ・ 費用弁償支給対象日の昼食代との重複

※ 費用弁償には、交通費のほか、通信費、昼食代及びその他会議の出席に必要な経費が含まれています。

(8) その他政務調査費としての支出が不適切な経費

(例)

- ・ 挨拶やテープカットだけの会合への出席費用
- ・ 自動車の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代等）

◇ 自動車税、車検代及び保険料の車両の維持管理が、調査研究活動そのものに伴う事務ということとはできないとして用途基準に反する、控訴審では用途基準に反する可能性もあるとされ、返還されています（京都地裁H16.9.15 判決 大阪高裁H17.4.12 判決）。

(9) 公職選挙法その他法令等の制限に抵触する経費

(例)

- ・ 公職選挙法第 199 条の 2 寄付に該当する経費
（お茶及びお茶受けを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）

(10) 使途不明の支出

(例)

- ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの
- ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てたのか具体的に説明できない支出

※ 政務調査費は公金であり、その使途については、使用した議員及び会派にその説明責任があります。

領収書等の証拠書類の保存期間は5年間となっており、その間の支出については、説明できるようにしておく必要があります。

4 政務調査費の具体的な使途例について

(1) 研究研修費

会派が、研究会、研修会等を開催するため、又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費

(例)

- ・ 会場費、機材借上料
- ・ 講師謝礼金
- ・ 資料印刷費
- ・ 出席者負担金・会費
- ・ 交通費（燃料費等を含む。以下同じ）
- ・ 旅費
- ・ 宿泊費、食糧費
- ・ 資料購入費
- ・ 調査委託費
- ・ 会の開催時に提供する茶菓子代など

(注)「旅費」とは旅費条例に準じた取り扱いをした場合の交通費、宿泊料、日当を示す。以下同じ。

(2) 調査旅費

会派の行う調査研究のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費

(例)

- ・ 交通費
- ・ 旅費
- ・ 宿泊費、食糧費
- ・ 視察地先での自動車等借り上げ料
- ・ 資料購入費
- ・ 施設入館料

※ 調査旅費などについて旅費条例に準拠した定額方式を用いる場合、日当には、昼食代及び目的地の地域内を巡回する場合の交通費、旅行に伴う雑費が含まれていますので、別に昼食代等を政務調査費から支出することはできません。

(3) 資料作成費

会派の行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費

(例)

- ・ 調査資料の印刷・製本代
- ・ 資料作成のための事務用機器の購入・リース代
- ・ 翻訳料
- ・ 原稿料
- ・ コピー使用料
- ・ 資料作成に係る写真代

(4) 資料購入費

会派の行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

(例)

- ・ 書籍及び雑誌購入費（CD-ROM等を含む）
- ・ 新聞購読料

(5) 広報費

会派の調査研究及び議会活動並びに市政について市民に広報するために要する経費

(例)

- ・ 広報紙、市政報告書及び市議会活動報告書等の作成・印刷経費、郵送等発送料
- ・ 広報活動のため開催する会の会場費、機材借上料、茶菓子代
- ・ 広報活動のための会への出席に伴う交通費、食糧費
- ・ ホームページ開設経費・管理経費

(6) 情報収集・広聴費

会派が、市民からの市政、会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費

(例)

- ・ 市政に関連する情報収集のため必要な会への出席に伴う費用
(議員として出席する会の会費等)
- ・ 広聴活動のため開催する会の会場費、機材借上料、茶菓子代
- ・ 広聴活動のための会への出席に伴う交通費、食糧費
- ・ アンケート等実施のため必要な印刷費等の経費
- ・ 携帯電話の利用料金(但し1台分に限る。)

(7) 人件費

会派の行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

(例)

- ・ 給料、手当、賃金
- ・ 交通費
- ・ 労災保険料、雇用保険料(事業主負担分)等の社会保険料
- ・ 健康診断料

※1 補助職員を雇用した場合は、税務署、労働基準監督署及びハローワーク等への手続きが必要になります。

※2 親族の雇用

政務調査活動の補助職員として親族を雇用し、これに係る賃金等を政務調査費から支出することが、直ちに不適切な支出であるとはいえませんが、誤解を招かないよう、雇用契約等の手続を行うなど、十分留意する必要があります。

なお、生計を一にする親族の雇用は認めないこととします。

(8) 事務所費

会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

(例)

- ・事務所賃借料
- ・事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料
- ・事務所維持管理費（光熱水費、火災保険料等）
- ・備品の購入費・リース代
- ・事務所通信費（電話代、テレビ受信料等）
- ・事務所内の会合等において提供される茶菓子代
- ・その他雑費（事務用品、消耗品費等）

※ 按分の取り扱い（3ページ）を参照。

(注)「備品」とは、購入金額2万円以上の事務用機器等をいう。以下同じ。

- ◇ コーヒー豆、茶葉、お茶菓子、食器洗剤及びスポンジの購入代金は、控室における会議等の際に、お茶やお茶菓子程度の飲食を伴うこともあり、調査研究活動に必要な経費として認められています（大阪高裁H17.4.12判決）。
- ◇ 花代について、控室を研修会（会議）等に用いることがあり、そこに2,100円程度の花を飾ることは、会議、面談を円滑に進めるため必要最小限の装飾として、認められています（大阪高裁H17.4.12判決、同趣旨 大阪高裁H18.1.18判決）。

※ 備品については、公金で購入した備品という観点から、会派が消滅した場合に個人の私物として処分することは好ましくありません。

5 海外での政務調査に係る取り扱いについて (政務調査費の支出に当たって)

(1) 会派内での事前協議

海外での政務調査活動を行うに当たっては、会派内で、調査研究の項目・場所等について、必要性、合理性等を協議・調整した上で行うこととします。

(2) 議長への海外政務調査届出

海外で政務調査活動しようとするときは、会派の代表者から議長へ「海外政務調査届出書」(様式集18、19ページ)を提出することとします。

(3) 報告書の作成

政務調査活動を終えたときは、①行程・調査項目、②調査目的(市政との関連性)、③調査活動内容及び結果(訪問先での意見聴取・意見交換の内容、調査で得られた成果等)を記載した報告書を作成し、会派で保存するものとします(保存期間は領収書等と同様に5年とする。)

※ 議会の議決による議員派遣としての海外行政視察の経費に、政務調査費を充当(加算)することはできません。

(議員派遣による海外行政視察は、議会の議決を経て行われる公務上の出張であり、当該行程中で公務外の活動である政務調査活動を行うことはできません。)

6 領収書等の取り扱いについて

支払証明書の取り扱いについて

支払証明書（様式集 17 ページ）は、

- ア 切符代や運賃等、領収書を徴することが困難な場合
- イ 調査旅費等で旅費条例に準拠した定額方式を用いる場合に限り用いることができます。

※ なお、調査旅費等に係る航空賃、新幹線利用に係る鉄道賃については、領収書を徴すること。

- ◆ 政務調査費を支出したときは、領収証書を徴すること。ただし、領収証書を徴し得ないものについては、会派の代表者の支払証明書をもって代えることができる。（条例施行規則第 11 条第 1 項第 3 号）

領 収 書 チ ェ ッ ク 要 領

(領収書等の写しを政務調査費収支報告書に添付する際の注意事項について)

項 目	注 意 事 項
1	日 付 <u>領収した日が記載してあること。</u>
2	あ て 名 <u>会派名又は議員名が記載してあること。</u> ※ あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなど会派名又は議員名でないものは不可。
3	発 行 者 <u>記名押印がされていること。</u>
4	但 書 き <u>何の代金か明確に記載してあること。</u> ※ お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細などの具体名の内訳が示されているものは可。
5	印 紙 領収書の記載金額が3万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。
6	記載事項の訂 正 訂正箇所にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者の押印（訂正印）がしてあること。
7	銀 行 等 の 振 込 金 受 取 書 銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（会派名又は議員名）、受取人、金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど用途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
8	レシート レシートは、日付、あて名、発行者、品目、金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 ※あて名の記載がないレシートは領収書等添付用紙にあて名を補記する。
9	添 付 用 紙 領収書等添付用紙については、別添様式（様式集2ページ）によるものとし、用途項目ごとに領収書等の写しを貼り付ける。 情報公開請求の対応のため、コピーすることもあるので、 <u>領収書等の写しは、重ねずに貼り付ける。</u>
10	そ の 他 感熱紙による領収書、レシート等は、時間の経過とともに印字が薄くなったり、消えてしまうので、できるだけ避ける。 これらしか徴することができない場合は、必ずコピーをとり、本書とともに保管しておく。

○広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 29 日

条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、広島市議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平 14 条例 40・一部改正)

(交付の対象)

第 2 条 政務調査費は、議会の会派(会派に所属する議員(以下「所属議員」という。)が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(交付の方法)

第 3 条 政務調査費は、規則で定めるところにより、毎月交付する。

2 月の初日以外の日に結成された会派(第 6 条第 2 項に規定する会派を除く。)に対して交付する政務調査費は、前項の規定にかかわらず、会派が結成された日(以下「会派結成日」という。)の属する月の翌月分から交付する。

3 月の初日に合併等により消滅した会派には、第 1 項の規定にかかわらず、その月分の政務調査費は交付しない。

(交付額)

第 4 条 政務調査費の月額は、所属議員の数に 34 万円を乗じて得た額とする。

2 政務調査費の月額は、所属議員の数が 3 人以上の会派が当該会派の控室において常時勤務する職員(以下「常勤職員」という。)を雇用した場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、会派職員雇用費を加算した額とする。

3 会派職員雇用費の月額は、常勤職員 1 人につき、広島市報酬並びに費用弁償条例(昭和 22 年 7 月 28 日広島市条例第 10 号)第 2 条第 3 項ただし書又は第 4 項の規定により同項に規定する職員に対して支給される報酬の額を勘案して規則で定める額とする。

4 会派職員雇用費の月額の算定の基礎となる常勤職員の数、次の各号に掲げる所属議員の数に應じ、それぞれ当該各号に掲げる数を限度とする。

- (1) 3 人以上 6 人以下 1 人
- (2) 7 人以上 12 人以下 2 人
- (3) 13 人以上 18 人以下 3 人
- (4) 19 人以上 4 人

5 会派職員雇用費の月額は、前 2 項の規定にかかわらず、負傷、疾病その他規則で定める事由により勤務しない期間が 1 か月以上である常勤職員がある場合において、当該会派が当該常勤職員に代えて臨時的に職員を雇用したときは、規則で定める期間を超えない範囲内の期間、前 2 項の規定により算定した額に、当該常勤職員の数に限度として臨時的に雇用した職員 1 人につき、本市が臨時的に任用する職員の日額による給与の額を勘案して規則で定める額に規則で定める日数を乗じて得た額を加算した額とする。

(所属議員の数等)

第5条 政務調査費の月額算定の基礎となる所属議員の数並びに常勤職員及び前条第5項の臨時的に雇用した職員の雇用の状況(以下「所属議員の数等」という。)は、毎月の初日における所属議員の数等による。

2 前項の所属議員の数は、月の初日に当該会派の所属議員でなくなった者がある場合は、その者の数を控除した数とする。

(任期満了及び解散の場合の特例)

第6条 月の10日以前に、議員の任期が満了した場合又は議会が解散した場合のその月分の政務調査費は、第3条第1項の規定にかかわらず、従前の会派には交付しない。

2 議員の一般選挙後初めて議員が所属議員となり結成された会派に対して交付する政務調査費は、会派結成日の属する月分から交付する。

3 前項の会派結成日の属する月分の政務調査費の額の算定の基礎となる所属議員の数等は、前条第1項の規定にかかわらず、会派結成日における所属議員の数等による。

4 前項に規定する所属議員の数は、会派結成日に当該会派の所属議員でなくなった者がある場合は、その者の数を控除した数とする。

(政務調査費の用途)

第7条 会派は、政務調査費を規則で定める用途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない。

(経理責任者)

第8条 会派は、政務調査費に関し、所属議員のうちから経理責任者を選任しなければならない。

(収支報告書等の提出及び政務調査費の返還)

第9条 会派の代表者は、当該年度に交付を受けた政務調査費について、所定の収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、支出に係る領収証書その他の規則で定める証拠書類の写しを添えて、当該年度終了後30日以内に議会の議長に提出しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が、会派の合併等により消滅した場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該会派の消滅時における代表者は、当該年度に交付を受けた政務調査費について収支報告書を作成し、同項に規定する証拠書類の写しを添えて、当該会派の消滅の日から30日以内に議会の議長に提出しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた会派(前項の場合にあっては、会派の消滅時における所属議員)は、当該会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において第7条に規定する用途基準に従って支出した額の総額を控除して残余がある場合は、収支報告書の提出後速やかに、当該残額に相当する額を市長に返還しなければならない。

(平18条例50・平19条例57・一部改正)

(委任規定)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 28 日条例第 40 号)

この条例は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 4 号)第 1 条中地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 29 日条例第 50 号)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 9 月 28 日条例第 57 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

○広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則

平成 13 年 3 月 30 日

規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年広島市条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、所定の交付申請書により、議会の議長(以下「議長」という。議長及び議会の副議長が共に欠けたこと等により議長の職務を行う者がいない場合にあっては議会事務局長。次条及び第 6 条において同じ。)を経由して市長に申請しなければならない。所属議員の数等に異動を生じた会派の代表者が、異動後の所属議員の数等に基づき政務調査費の交付を受けようとする場合も、同様とする。

(交付決定の通知)

第 3 条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、交付額を決定し、所定の交付決定通知書により、議長を経由して当該会派の代表者に通知する。

(交付請求書の提出)

第 4 条 前条の交付決定通知書を受け取った会派の代表者は、毎月 5 日までに、所定の交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、条例第 6 条第 2 項の規定により交付される会派結成日の属する月分の政務調査費の交付請求書は、交付決定通知書を受け取った日から 5 日以内に提出するものとする。

(交付の日)

第 5 条 政務調査費は、毎月 11 日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。以下同じ。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)に交付する。ただし、前条ただし書の規定により交付請求書の提出があった政務調査費については、市長が当該交付請求書を受け取った日から 6 日以内に交付する。

(変更の届出等)

第 6 条 政務調査費の交付を受けている会派は、会派の名称、代表者、経理責任者又は常勤職員若しくは条例第 4 条第 5 項の臨時的に雇用した職員(以下「臨時職員」という。)の住所若しくは氏名に変更が生じたときは、所定の変更届出書により、議長を経由して市長に届け出なければならない。

2 政務調査費の交付を受けている会派が議員の任期満了及び議会の解散以外の事由により消滅したときは、当該会派の消滅時における代表者は、所定の会派消滅届出書により、議長を経由して市長に届け出なければならない。

(会派職員雇用費の月額等)

第 7 条 条例第 4 条第 3 項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる当該常勤職員の雇用期間に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額(以下「基礎額」という。)とする。

(1) 引き続き 5 年未満 15 万 1,200 円

- (2) 引き続き 5 年以上 10 年未満 15 万 3,100 円
- (3) 引き続き 10 年以上 20 年未満 15 万 4,700 円
- (4) 引き続き 20 年以上 15 万 6,500 円

2 前項の規定にかかわらず、6 月及び 12 月に交付する会派職員雇用費の額は、常勤職員 1 人につき、6 月に交付する場合には基礎額に 100 分の 105、12 月に交付する場合には基礎額に 100 分の 119 を乗じて得た額に、6 月に交付する場合には 6 月 1 日以前、12 月に交付する場合には 12 月 1 日以前 6 か月以内の期間における当該常勤職員の雇用期間の区分に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額を基礎額に加算した額とする。

雇用期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月以上 6 か月未満	100 分の 83
4 か月以上 5 か月未満	100 分の 66
3 か月以上 4 か月未満	100 分の 50
2 か月以上 3 か月未満	100 分の 33
2 か月未満	100 分の 16

- 3 第 1 項の雇用期間は、毎年 4 月 1 日現在の雇用期間の状況による。
- 4 条例第 4 条第 5 項に規定する規則で定める事由は、出産とする。
- 5 条例第 4 条第 5 項に規定する規則で定める期間は、2 か月とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、2 か月を超えない範囲内において当該期間を延長することができる。
- 6 条例第 4 条第 5 項に規定する規則で定める額は、6,300 円とする。
- 7 条例第 4 条第 5 項に規定する規則で定める日数は、当該臨時職員のその月の雇用期間の日数から当該期間における広島市の休日を定める条例(平成 3 年広島市条例第 49 号)に規定する市の休日の日数を減じた日数とする。

(平 14 規則 32・平 15 規則 27・平 16 規則 35・平 17 規則 36・平 18 規則 29・平 19 規則 38・一部改正)

(政務調査費の用途基準)

第 8 条 条例第 7 条に規定する規則で定める用途基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政務調査費(会派職員雇用費に相当する部分を除く。)は、別表に掲げる経費と認められるものに充てること。
- (2) 会派職員雇用費は、その算定の基礎となった常勤職員又は臨時職員の雇用に要する経費に充てるものとし、当該経費以外の経費に充ててはならないこと。

(規則で定める証拠書類)

第 9 条 条例第 9 条第 1 項に規定する規則で定める証拠書類は、第 11 条第 1 項第 3 号に規定する領収証書又は会派の代表者の支払証明書とする。

(平 18 規則 29・追加、平 19 規則 103・一部改正)

(収支報告書等の写しの送付)

第 10 条 議長は、条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により収支報告書及び証拠書類の写しが提出されたときは、これらの写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(平 18 規則 29・旧第 9 条線下・一部改正)

(政務調査費の保管、経理等)

第 11 条 政務調査費の交付を受けた会派は、その保管状況を明確にするとともに、経理については、次に掲げるとおりとする。

(1) 政務調査費の支出の決定は、会派の代表者が行うこと。

(2) 条例第 8 条の規定により選任された経理責任者は、会派の代表者が発行する所定の収入支出伝票により出納を行うこと。

(3) 政務調査費を支出したときは、領収証書を徴すること。ただし、領収証書を徴し得ないものについては、会派の代表者の支払証明書をもって代えることができる。

(4) 政務調査費の出納のみを行う預金口座及び経理簿を備えること。

2 政務調査費の交付を受けた会派は、収入支出伝票、領収証書等政務調査費の収入及び支出に関する証拠書類並びに前項第 4 号に規定する経理簿を条例第 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する収支報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(平 18 規則 29・旧第 10 条線下)

附 則

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 広島市議会の各会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則(昭和 48 年広島市規則第 32 号)は、廃止する。

3 前項の規定による廃止前の広島市議会の各会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則の規定により交付を受けた調査研究費に係る決算書の提出は、平成 13 年 4 月 30 日までに行うものとし、剰余金が生じた場合には、決算書提出後速やかに、当該剰余金に相当する額を市長に返還しなければならない。

附 則(平成 14 年 3 月 28 日規則第 32 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日規則第 27 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日規則第 35 号)

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年 6 月に交付する会派職員雇用費に対する改正後の第 7 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 105」とあるのは、「100 分の 110」とする。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 36 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日規則第 29 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 19 日規則第 69 号)

この規則は、平成 19 年 6 月 21 日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 23 日規則第 103 号/平成 20 年 3 月 31 日規則第 38 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 8 条関係) (平 19 規則 69・一部改正)

項目	内容
研究研修費	会派が、研究会、研修会等を開催するため、又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究及び議会活動並びに市政について市民に広報するために要する経費
情報収集・広聴費	会派が、市民からの市政、会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派の行う調査研究を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究に必要な経費